

<条例改正骨子案からの主な修正点>

項目	変更前	変更後
3(1)ア	許可申請前に標識を設置すること	許可申請の 90 日前に標識を設置すること
3(1)イ	周辺住民等(旅館業の許可を受けようとする施設の敷地から 30 メートル程度の範囲(私道の所有者を含む))に対し、書面配布等により十分な事前周知を行うとともに、説明会を開催すること	周辺住民等(申請予定地の周囲 30 メートル以内の居住者及び当該範囲内の地域の町会・自治会並びに申請施設への出入りに利用される私道の所有者)に対し、書面配布等により十分な事前周知を行うこと。
3(1)ウ	—	(追加) 説明会を許可申請までに複数回開催し、そのうち少なくとも 1 回は許可申請の 60 日前までに開催すること。
3(1)エ	—	(追加) 周辺住民への周知及び説明会の実施結果を区へ報告した後に、許可申請を行うこと。
3(3)	営業者から宿泊者に対し、事前に説明することを義務付けます。	営業者から宿泊者に対し、 <u>日本語の他、宿泊者に応じた言語</u> で事前に説明することを義務付けます。
3(4)	3(4) 国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任を義務化(既存施設含む) 国内に住所を有しない個人事業者に対し、国内在住かつ日本語で業務ができる代理人の選任を義務付けます。	3(4) 国内に住所を有しない営業者に対する代理人の選任を義務化(既存施設含む) 国内に住所を有しない個人及び外国法人の営業者に対し、国内在住かつ <u>旅館業の運営に関し区及び周辺住民との連絡調整等を適切に行うことができる</u> 代理人の選任を義務付けます。
3(5)	営業者の遵守事項として「営業従事者の常駐」を義務付けます。	営業者の遵守事項として、 <u>宿泊者の滞在期間中における「営業従事者の常駐」</u> を義務付けます。
3(6)	—	(追加) (6) <u>周辺地域との連携及び協力に関する責務(既存施設含む)</u> 営業者の責務として、防災、防犯及び環境整備等に係る周辺地域の活動や区の施策に協力するよう努めなければならない旨を規定します。